

茨城県訪問看護支援事業 実施状況について

平成22年3月11日

茨城県保健福祉部

長寿福祉課介護保険室

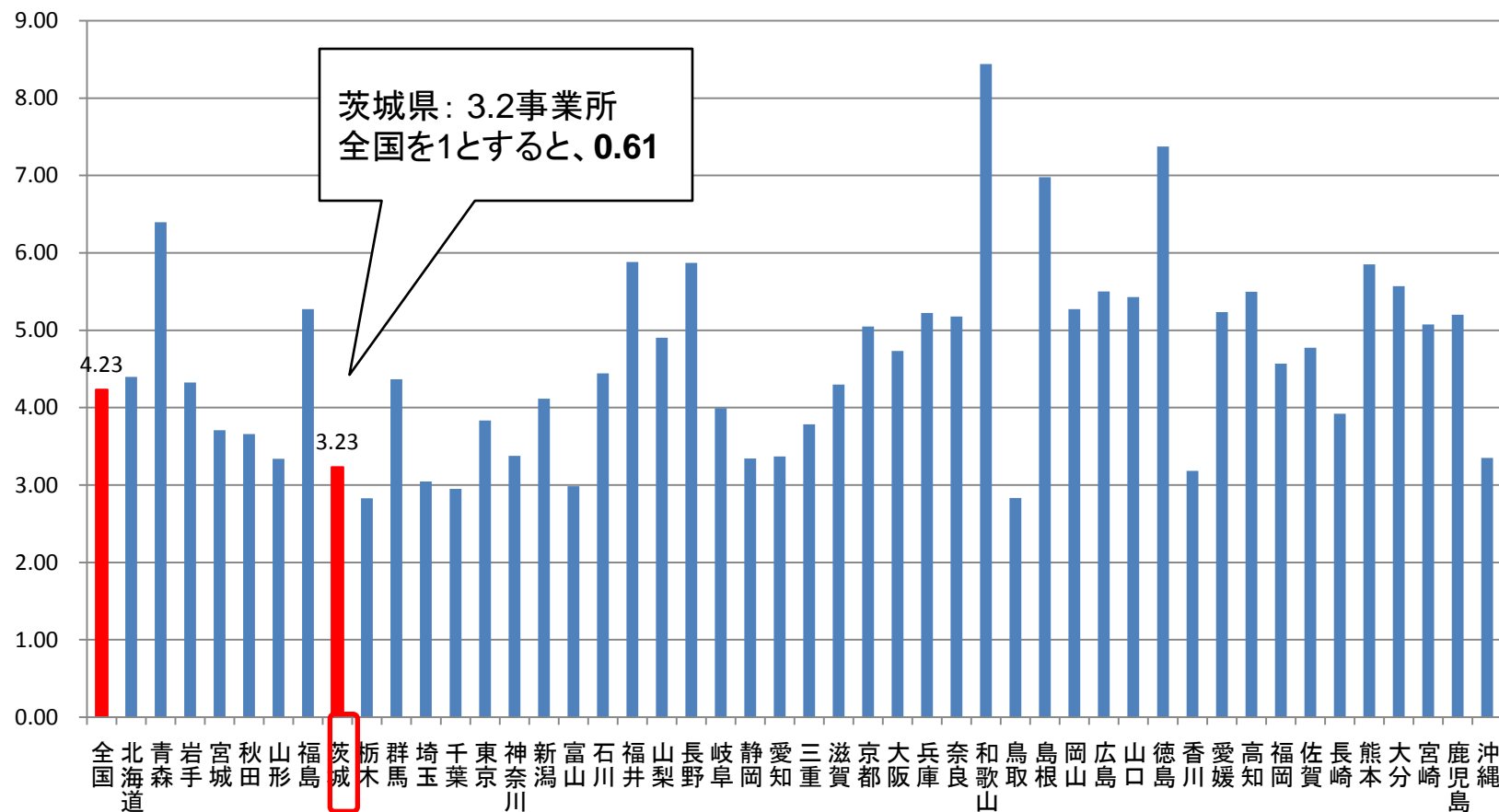
川上智美

目次

- 茨城県の訪問看護の現状
- 事業実施の経緯
- 事業実施内容
- 事業評価
- 次年度に向けた課題

茨城県の訪問看護の現状

人口10万人あたりの訪問看護ステーションの事業所数

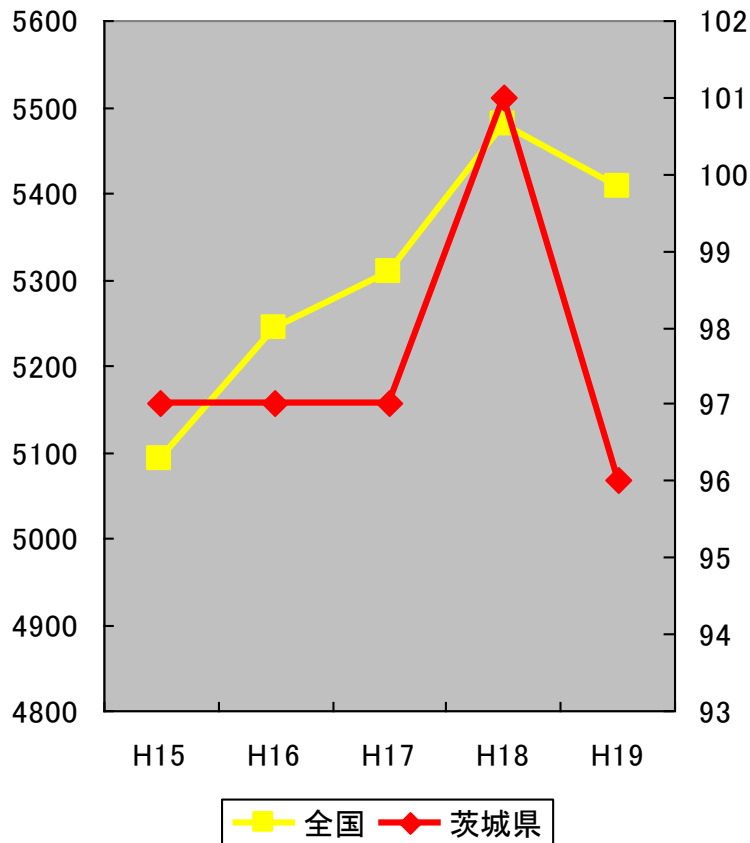


平成19年10月1日時点

資料: 都道府県別の訪問看護ステーション数 厚生労働省「平成19年度介護サービス施設・事業所調査」
都道府県別人口総数 総務省「社会生活統計指標-都道府県の指標」Ⅱ基礎データ 平成19年人口の規模・構造データ

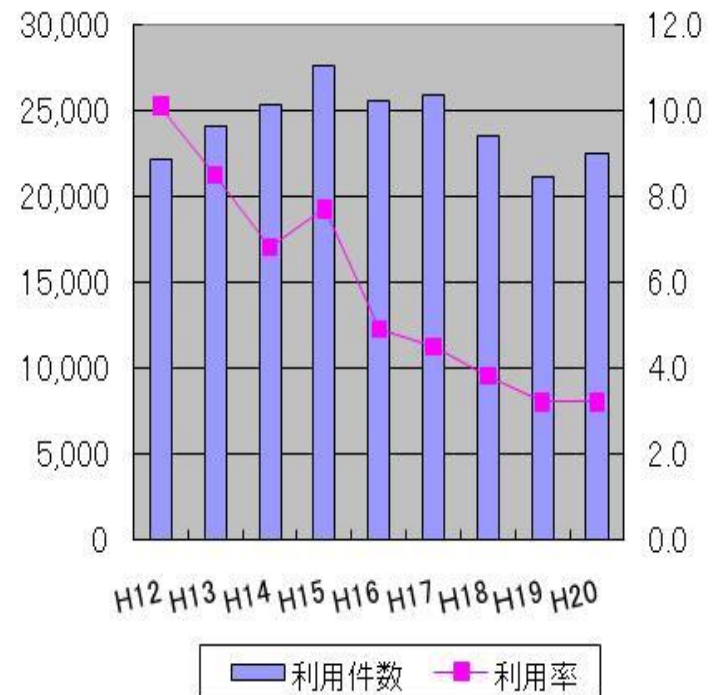
訪問看護利用件数の推移と居宅系介護サービス全体からみた利用率の推移

【訪問看護事業所数の年次推移】



出典: 厚生労働省
「介護サービス・施設事業所調査」

訪問看護の利用件数と
居宅系介護サービス全体からみた利用率の推移



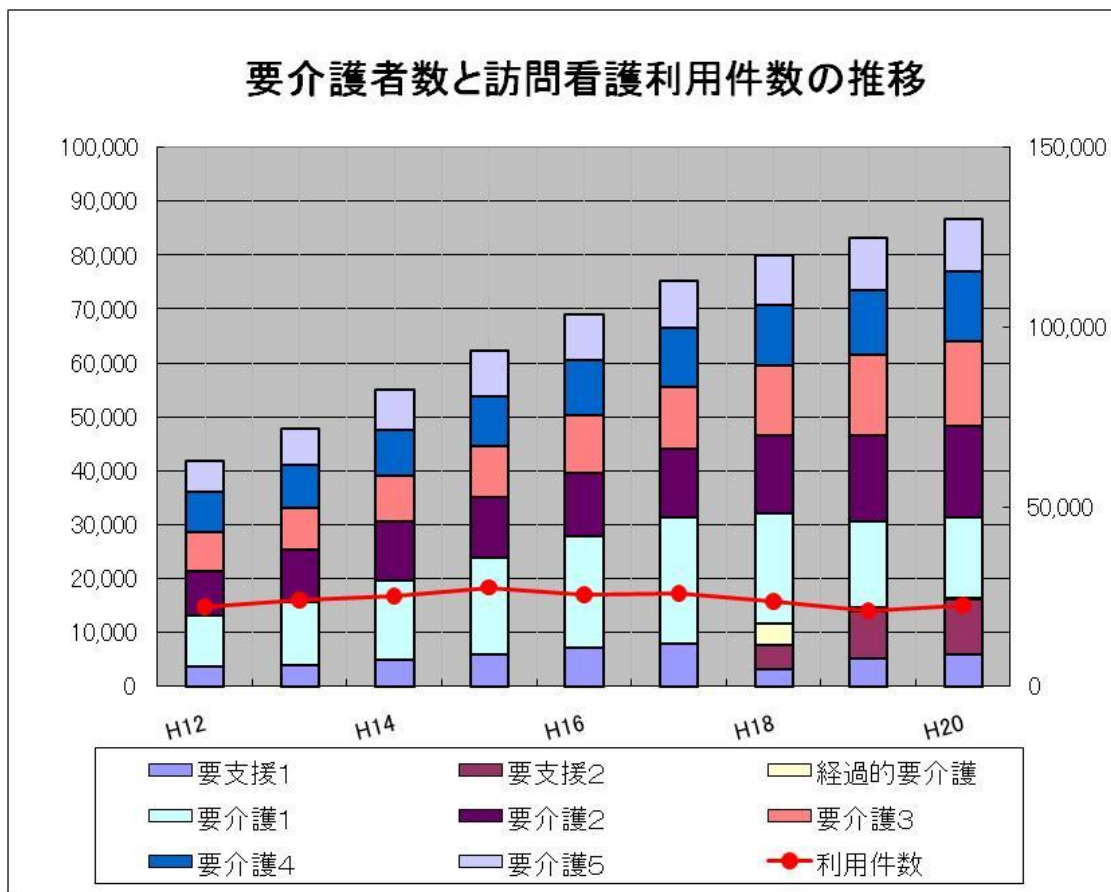
出典 「いばらき高齢者プラン21」

要介護者数と訪問看護利用件数の推移

【要介護認定率】

	全国 平均	茨城県 平均
H17年10月	16.1	12.6
H18年10月	16.2	12.9
H19年10月	16.0	13.0
H20年10月	16.0	13.2

出典 「いばらき高齢者プラン21」



出典 「いばらき高齢者プラン21」

明らかとなった状況

訪問看護ステーションの課題	<ul style="list-style-type: none">○訪問看護ステーションの減少○小規模事業所が多い○昨今の看護師不足等により看護職員確保が困難○1つのステーションのみでは、専門的技術が必要となる全てのケースへの対応が困難○関係医師からの指示書のみとなり、訪問件数が増えない
医療機関の課題	<ul style="list-style-type: none">○新規利用を受け入れてくれるステーションがなかなか見つからない (受け皿が無く、別の病院へ転院せざるを得ない)○訪問看護を紹介したいが連絡先が不明
ケアマネジャーの課題	<ul style="list-style-type: none">○訪問看護のニーズの把握が十分でなく、サービス提供につながらない
利用者・家族の課題	<ul style="list-style-type: none">○特定疾患、ターミナル期など専門技術や頻回の訪問が必要なケースの増加○在宅で医療行為を行うことに対する患者・家族の不安

事業実施の経緯

平成17～19年度

平成20年度

平成21年度

厚労省の
取り組み

茨城県の
取り組み

茨城県訪問看護推進協議会
において本県の訪問看護の
現状と課題を分析

↓

【課題】

- ・情報共有の仕組み作り
- ・事業所運営・経営支援
- ・基幹訪問看護ステーションの設置
- ・知識・技術の強化

など

H20年度
「訪問看護事業所の機能集約及び基盤
強化に関する調査研究」

上記事業の実施
本県のテーマ
「ネットワーク化による経営安定化」

【事業を通して明らかとなった課題】

- ・訪問看護に関する電話相談の集約化
(コーディネーターの配置)
- ・定期的な訪問看護ステーションの実態の
把握
- ・離職に関する相談・転職への支援
- ・基幹訪問看護ステーションの設置
- ・合同教育、マニュアルの作成

H21年度
「訪問看護支援事業(H21~24)」

上記事業として、
「訪問看護サポートセンター事業」を実施

【対象地域】

県南地域(38事業所)

【事業内容】

- 1 訪問看護推進協議会の設置
- 2 訪問看護サポートセンター運営事業
 - 1) 訪問看護の相談調整事業
 - ・サポートセンターの設置
 - ・PRパンフレット作成
 - 2) 訪問看護の効率化・ネットワーク化事業
 - ・看護記録共通様式、マニュアル等の作成

事業実施内容

訪問看護サポートセンター事業概要

事業対象地域：県南地区（土浦、つくば、取手・竜ヶ崎保健医療圏）

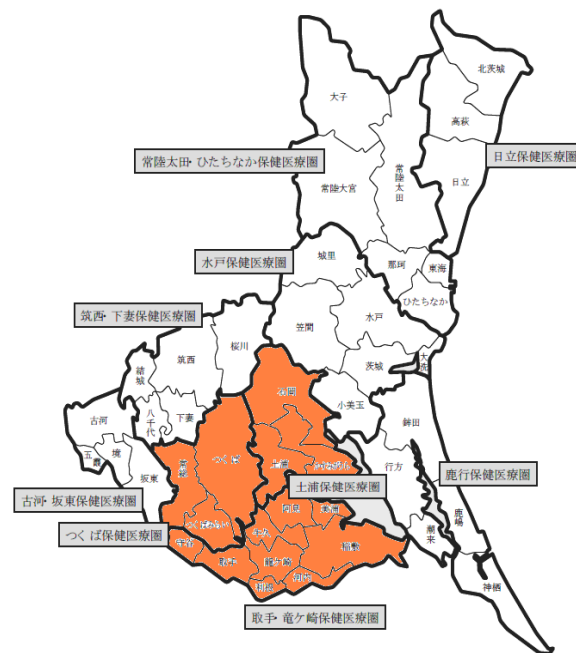
事業実施内容

訪問看護の相談調整事業

- 医療機関、介護支援専門員等からの訪問看護利用相談への対応及び訪問看護導入の調整
- 患者への適切な訪問看護の導入の調整
- 患者及び家族からの訪問看護に対する相談への対応

訪問看護の効率化・ネットワーク化事業

- 訪問看護に関する情報の収集
（訪問看護ステーションの実状や供給状況の把握など）
- 関係機関や利用希望者等への情報提供及び周知（PRパンフ作成）
- その他の効率化・ネットワーク化に必要な事業
（共通マニュアル、看護記録様式の統一 など）



事業推進体制(訪問看護推進協議会)

訪問看護推進協議会

会長:茨城県看護協会会長、副会長:茨城県医師会常任理事
県、医師会、ケアマネージャー協会、学識経験者、医療機関(医師)、患者団体
訪問看護ステーション(看護師)、
実施時期:9月、2月

検討部会

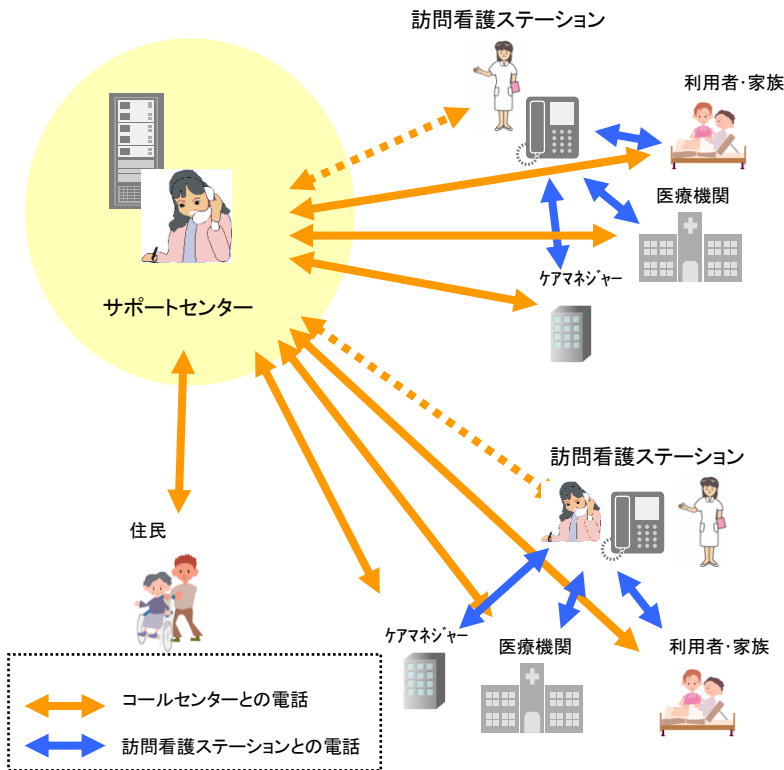
部会長:訪問看護ステーション看護師、副部会長:学識経験者
県、市、訪問看護ステーション(看護師)、病院退院調整部門(看護師)、学識経験者
実施時期:月1回

地域部会

部会長:訪問看護ステーション看護師
県南地区全訪問看護ステーション(全訪問看護ステーション37事業所)
実施時期:月1回
(既存の訪問看護ステーション連絡協議会ブロック管理者会議の日程に合わせ)

訪問看護サポートセンターの概要

【サポートセンター体制イメージ】



- 対象地域(H21年度):
土浦、つくば、取手・竜ヶ崎保健医療圏域
- 対象訪問看護事業所数: 38ヶ所
- 設置時期: 平成21年8月7日～
- 設置場所:
茨城県土浦市下高津2-7-27
(社)茨城県看護協会
土浦訪問看護ステーション内
- 開設時間: 月～金(午前9時～午後5時)
- 相談体制: 専属コーディネーター2名
(交代制で1名配置)

訪問看護サポートセンターの業務内容(H21年度)

- 訪問看護サポートセンターの周知
- 訪問看護ステーションの情報収集
- 訪問看護ステーションの紹介
- 訪問看護利用に関する相談
- 訪問看護ステーション同士、あるいは訪問看護ステーションと関係機関との連携支援

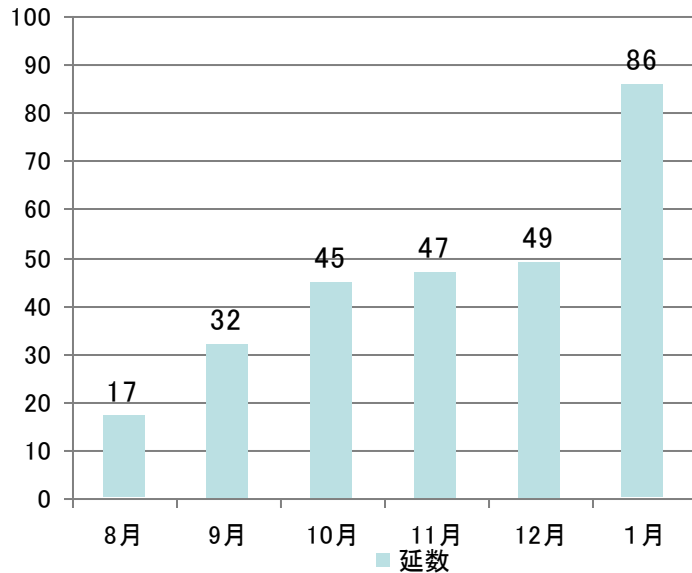
訪問看護サポートセンター コーディネータの要件

- 病院及び訪問看護ステーションでの業務経験（管理業務も含む）があり、訪問看護について豊富な識見と指導力を有する
- 地域の保健・医療・福祉に精通している

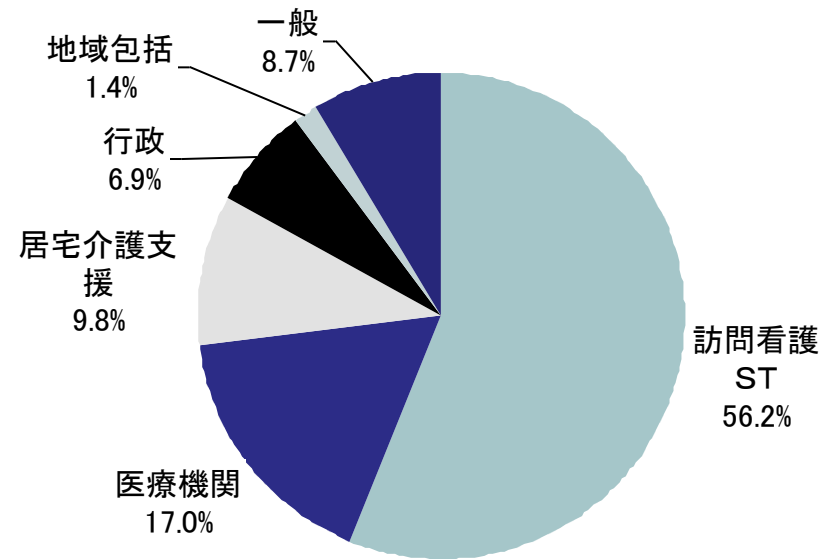


訪問看護サポートセンター実績 (広報・情報収集実績)

【広報・情報収集の実施数(月別)】



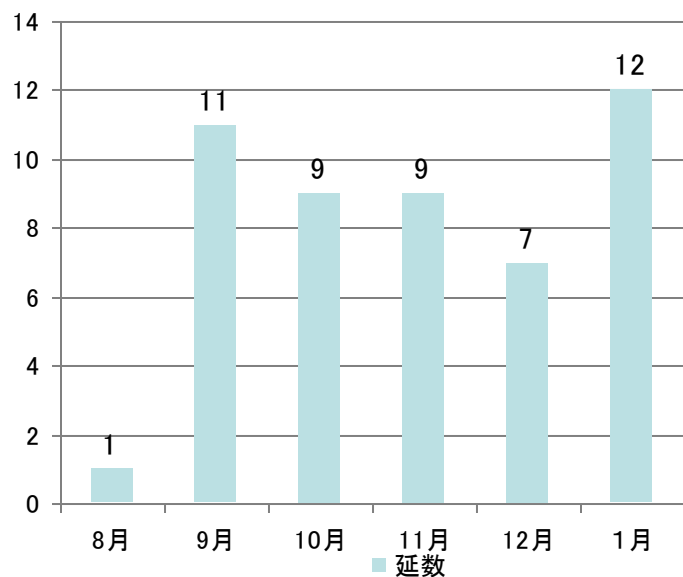
【広報・情報収集の対象(N=276,延数)】



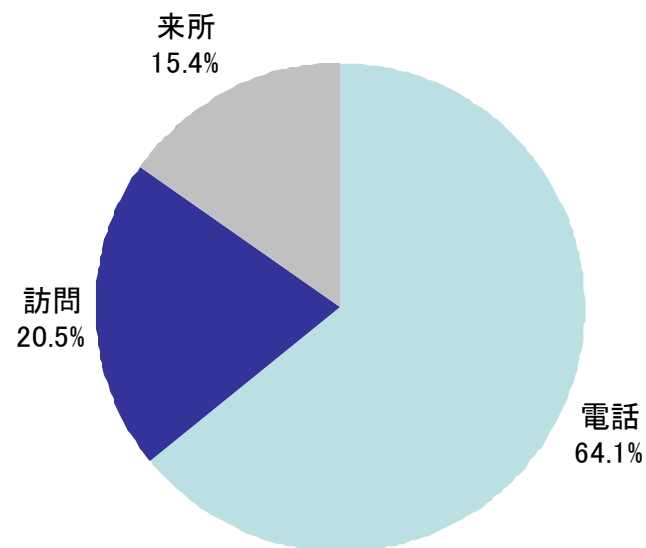
平成21年度実績(平成22年1月末現在)

訪問看護サポートセンター実績(相談実績)

【相談実施数(月別)】



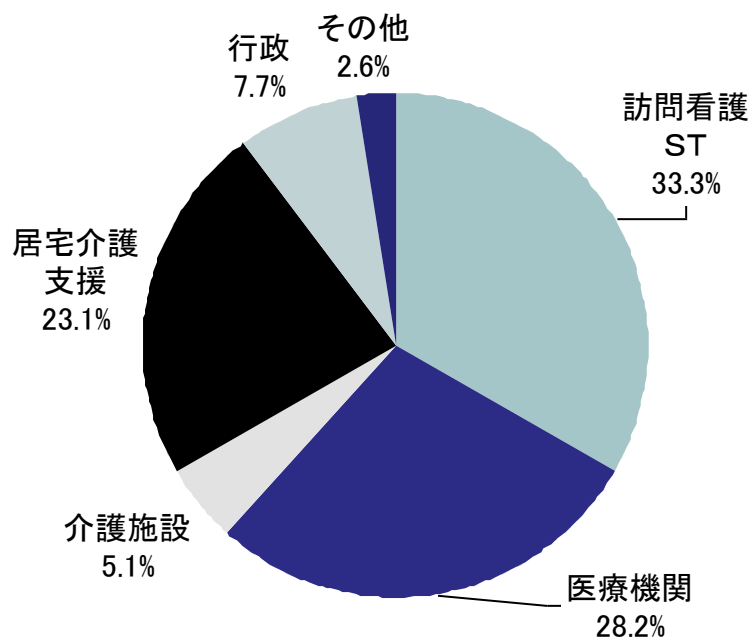
【相談方法(N=39,実数)】



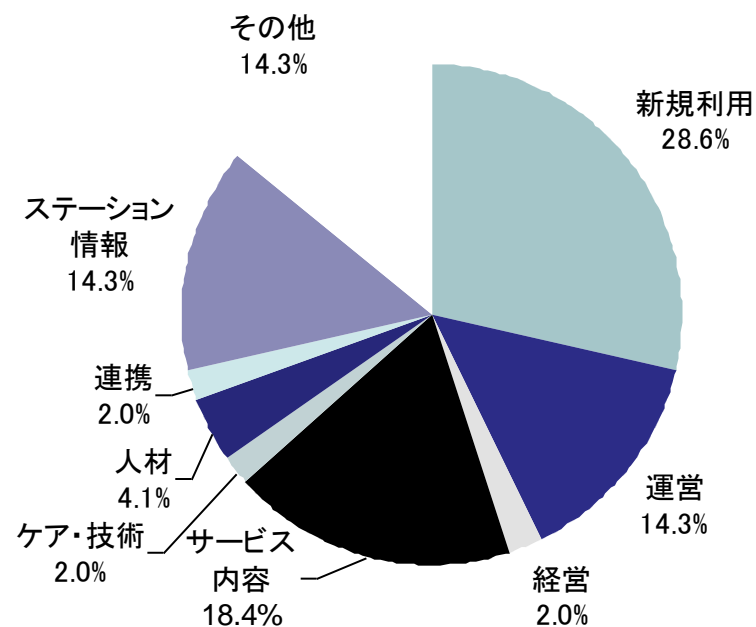
平成21年度実績(平成22年1月末現在)

訪問看護サポートセンター実績(相談実績)

【相談経路(N=39,実数)】

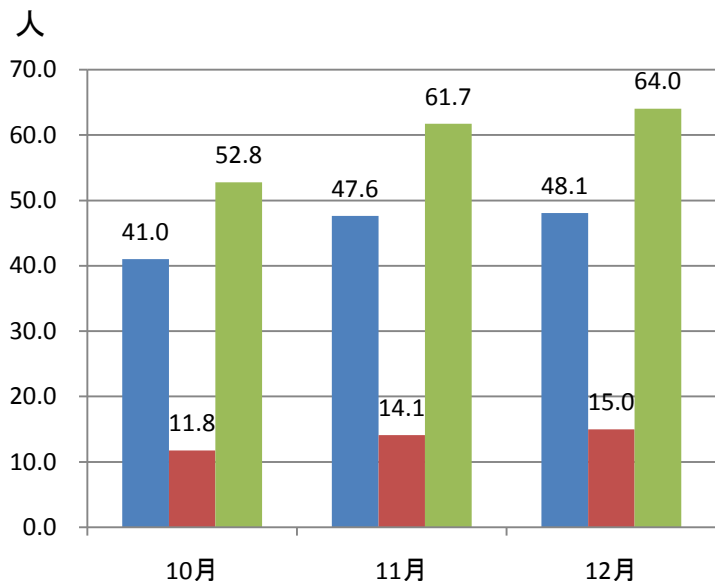


【相談内容(N=49,延数)】



平成21年度実績(平成22年1月末現在)

事業開始後の利用者数、延訪問件数の推移

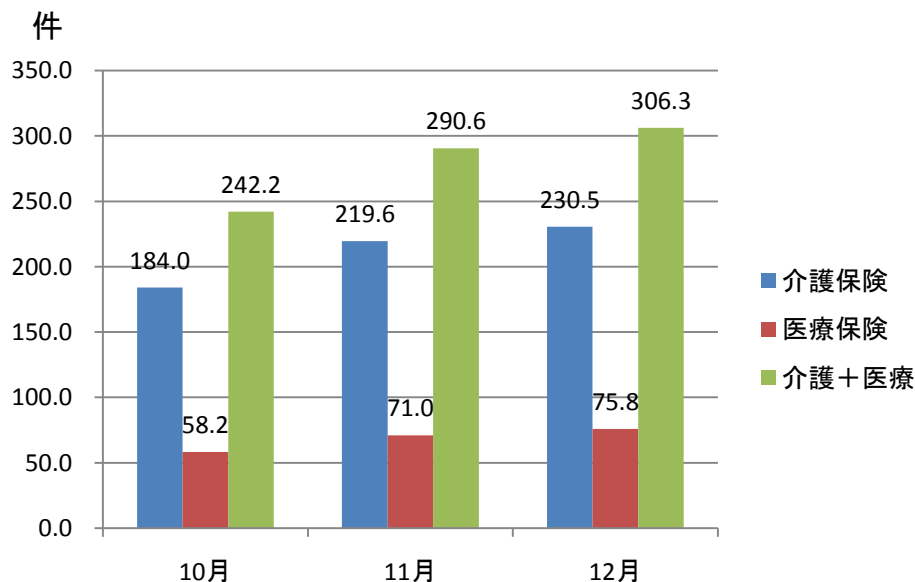


各月の平均利用者数

集計事業所数

10月	24事業所	※1
11月	37事業所	※2
12月	35事業所	※2

※1 訪問看護支援事業 訪問看護ステーション 事前調査
 ※2 訪問看護供給状況報告(月報)



各月の平均延訪問件数

訪問看護の導入に至った事例①

相談者	病院看護師
相談内容	退院時カンファレンスに向け、以下の点について助言をいただきたい。 ①家族への在宅処置の指導について ②当病院併設のステーションが対象者自宅より遠いことについて ③IVHラインをつけての入浴介護の実施者について ④緊急時の対応について
サポートセンターの対応	①主治医、病棟看護師が実施することが多いが、調整担当看護師や訪問看護師が病棟に赴き共同で実施すると良い。 ②④病院併設ステーション、自宅近くのステーションの併用をすすめる。 ③必ずしも看護師でなくてよい。 (看護師が全体状況を確認し、介護者が行っても良い)
結果	訪問看護導入にむけた具体的な質問に対応することで、訪問看護の導入につながった。

訪問看護の導入に至った事例②

相談者	ケアマネージャー
相談内容	入院した病院併設のステーションは満員。自宅近くで利用できる訪問看護ステーションを探してほしい。
サポートセンターの対応	2箇所ステーションへ連絡し、受け入れ先を見つけた。
結果	ステーションの調整を行ったことで、訪問看護の導入につながった。

訪問看護の導入に至った事例③

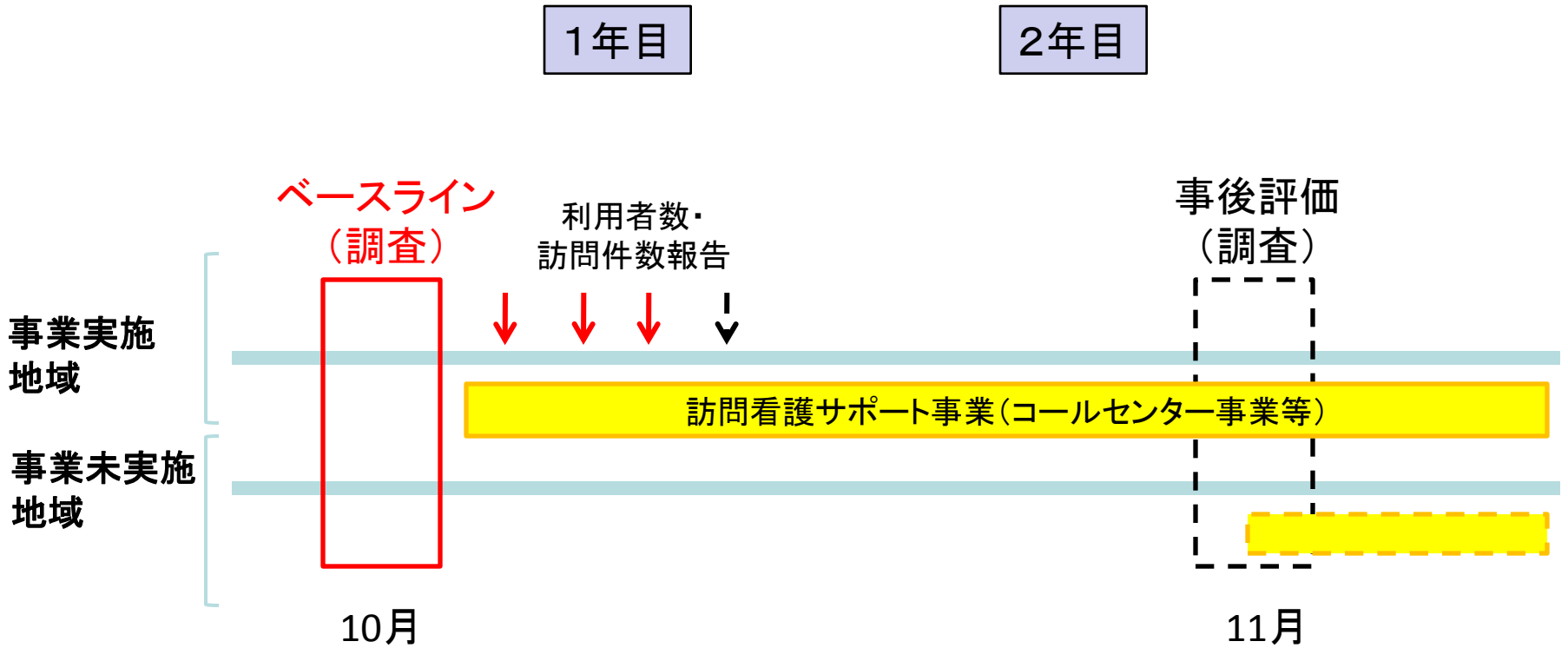
相談者	病院看護師
相談内容	本日退院予定。緊急で訪問看護を依頼したくステーション2箇所依頼したが、対応困難とのこと。利用可能なステーションの情報を提供願いたい。
サポートセンターの対応	2箇所のステーションを紹介。 (病院で直接の連絡を希望され、紹介のみ)
結果	ステーション情報を提供することで、訪問看護の導入につながった。

訪問看護の効率化・ネットワーク化事業

- 訪問看護ステーション供給状況（空き状況）の情報収集と情報提供
- 訪問看護サポートセンターPRリーフレットの作成・配布
- 訪問看護ステーションPRパンフレットの作成・配布
- 共通マニュアルの作成
- 看護記録の共通様式の作成

事業評価

評価の流れ



具体的な評価方法

視点	具体的な評価視点	調査対象	調査内容(項目)	
①経営の安定	ア 事業所ごとの利用者が増加する	事業実施地域※1	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者数、利用者数、訪問回数 ・経営状況(昨年と比較しての収支比率、9月の経営状況) 	全国訪問看護事業協会の調査項目 + 茨城県で質問項目を設定
	イ 訪問看護の収入が増加する	事業未実施地域※2		
②利用のしやすさ	ア 訪問看護を断る件数が減る	事業実施地域※1	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問依頼を断った件数と理由 	全国訪問看護事業協会の調査項目 + 茨城県で質問項目を設定
		事業未実施地域※2		

※1 事業実施地域: 県南地域にある38ステーション(現在1か所休止中)

※2 事業未実施地域: 県南地域以外にある55ステーション

ベースライン調査の概要①

1. 調査目的：訪問看護支援事業実施前の茨城県内の訪問看護ステーションの実態を把握する
2. 調査対象：茨城県内全訪問看護ステーション92事業所
(2009年11月30日時点)
3. 調査方法：郵送法による記名式自記式調査
4. 調査期間：2009年12月～1月

ベースライン調査の概要②

5. 調査内容：平成21年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「訪問看護ステーションの基盤強化に関する調査研究事業」の事前調査票＋追加項目

- 訪問看護ステーションの基本属性（開設主体、サテライト事業所の有無等）、
- 加算の算定状況、居宅療養管理指導の算定
- 在宅療養支援診療所との連携の有無
- 自立支援医療機関の指定の有無
- 従事者数、利用者数
- 営業時間外の連絡体制
- 経営状況
- 新規の訪問看護利用依頼を断ったことがあるか、その理由
- ひと月でできる最大の訪問件数
- 黒字になる訪問件数
- 同行訪問の状況、管理者の訪問回数
- 勤務体制・労働環境
- 教育・研修の状況 等

ベースライン調査結果概要

従事者数 看護職員数(常勤換算数、実人数)

	全体		
	N	中央値	最小-最大
看護職員常勤換算数	60	3.8	2.5-11.5
看護職員実人数	64	5.0	3-11

(参考) リハビリ職員、事務職員の有無

		全体	
		N	%
リハビリ職員の有無	いる	23	33.3
	いない	46	66.7
事務職員の有無	いる	11	20.8
	いない	42	79.3

視点 ①経営の安定

利用者数、延訪問件数(平成21年10月現在)

	N	平均	標準偏差	最小値	中央値	最大値
利用者数	63	59.3	37.1	8	46	189
うち、新規	37	4.4	3.0	0	4	14
うち、中断終了	33	4.2	5.5	0	3	31
延訪問件数	61	299.8	195.2	31	226	859
うち、緊急訪問回数	11	4.7	6.7	0	3	22

看護職員常勤換算あたりの利用者数、延訪問件数

	N	平均	標準偏差	最小値	中央値	最大値
看護職員常勤換算 あたりの利用者数	54	13.1	5.4	3.1	12.3	35.6
看護職員常勤換算 あたりの延訪問件数	52	66.8	27.3	11.9	64.4	171.8

視点 ①経営の安定

黒字化する訪問件数(1カ月)

	N	平均	標準偏差	最小値	中央値	最大値
黒字になる訪問回数	58	303.1	171.4	50.0	250.0	850
(再掲)看護職員常勤換算あたり	52	71.6	31.5	18.2	66.2	180.0

1月の最大の訪問件数

	N	平均	標準偏差	最小値	中央値	最大値
1月最大の訪問件数	60	295.7	163.6	40	255	850
(再掲)看護職員常勤換算あたり	53	69.7	25.6	13.7	69.7	170

* 看護職員常勤換算1人あたり延訪問件数 64.4件

訪問看護の依頼を断ったことの有無と件数

	全体	
	N	%
はい	35	53.0
いいえ	31	47.0

(断ったことあるステーションのみ)

	全体		
	N	中央値	最小-最大
断った件数	32	2.5	1-15

訪問看護の依頼を断った理由

(断ったことあるステーションのみ)

	全体	
	N	%
複数名による訪問が必要であったため	3	7
複数回(頻回)訪問が必要であったため	7	16.3
新規利用が重なったため	5	11.6
可能数を超えたため	① 15	34.1
関わったことのない事例であったため	4	9.3
サービス提供範囲外のため	② 12	27.9
24時間体制をとってないため	1	2.3
主治医からの指示書がもらえないため	1	2.3
その他	12	27.9

平成22年度の課題

- 訪問看護・訪問看護サポートセンターの周知
(関係機関、地域住民への周知)
- 訪問看護供給状況(空き状況)の把握と情報提供の
継続と情報提供体制の検討
- 訪問看護ステーション管理者の経営意識の向上に向けた取り組み
- 看護記録・マニュアル等の共同作成物の共同利用
- 本事業終了後の実施体制の検討